

地域主権改革の推進について ～自立した自治体の創造に向けて～

平成 24 年 7 月 19 日
全 国 知 事 会

地域主権改革については、これまで、国と地方の協議の場の法制化、2 次におたる一括法の成立など評価できる点もあるが、義務付け・枠付けの見直しに際して「従うべき基準」が多用されたことや、国の出先機関原則廃止に向けた成果が出ていないなど、民主党が政権公約として国民に約束したことから比べると、まだ不十分である。

衆議院議員の任期は、残るところ 1 年余である。政府においては、国は国本来の役割に専念し、地域のことは地域に住む住民が決めるという地域主権改革の原点に立ち返り、改革を推進することを求める。

全国知事会として、地域主権改革により、地方自治体の自己決定と自己責任を確立し、真の意味で自立した自治体の創造に向け、邁進していく決意である。

《全般的事項》

1 政治主導による全体方針の決定と政権公約の実行

地域主権改革は、既存の中央集権体制からの転換である以上、政治主導でしかなし得るものではなく、また、このためには、政府における羅針盤となる強い方針決定が必要である。

政府は、今夏に「地域主権推進大綱（仮称）」を策定することを、地域主権戦略大綱において明記していたが、未だ、その内容が示されていない。

については、政府に以下の点を求める。

(1) 全国知事会が既に提言した「当面の地域主権改革の方向性に関する提言」（別添 1）に沿って、地域主権推進大綱（仮称）を策定すること。その際、地域主権戦略会議における協議はもとより、国と地方の協議の場において、地方と協議すること。

(2) 地域主権推進大綱（仮称）策定後は、政治主導で改革を進め、政権公約で国民に約束した地域主権改革を実現すること。

2 国と地方の協議の場の積極活用による国・地方の力の結集

地域主権改革を推進し、また、国と地方の新しい関係を構築するためには、国と地方の協議の場を積極的に活用することが不可欠である。

国と地方の協議の場を、より実りあるものにするためには、法律に基づき分科会を設置することが必要であるが、これまで、社会保障・税一体改革分科会が設置されたのみである。

全国知事会としても、今般、常任委員会・特別委員会などを見直し、政府との協議に対応できる組織体制を整えたところである。

については、政府に以下の点を求める。

- (1) **国と地方の協議の場に、税制改正、地方財政対策に関する「地方税財政分科会（仮称）」や、「社会保障分科会（仮称）」など分野別の分科会を設置し、政策の企画・立案段階から国と地方の力を結集できる仕組みを作ること。**
- (2) **特に、今後の社会保障改革は、社会保障そのものを国と地方が連帯し、国民にサービスを提供していることから、国と地方の協議が重要である。このため、各府省と全国知事会等との協議を精力的に進めるとともに、最終結論は、必ず、国と地方の協議の場において出すこと。**

3 意欲ある地域の力を引き出すスーパー総合特区（仮称）の創設

現在の日本をみると、直面している課題そのものが地域ごとに異なっていることに加え、解決に向けた官民含めた人材、資金、環境などの地域資源の蓄積の度合いと即応力も異なっている。

こうした地域の力を引き出し、課題解決、経済の活性化・成長に結びつけるためには、従来の構造改革特区や総合特区のように国が審査し、認定する枠組みを超えて、各種規制の特例措置を原則として認めることを基本とし、地域の自主性と責任の下での施策展開を可能とする「スーパー総合特区（仮称）」を創設することが必要である。

《分野別事項》

4 「質」の充実を伴う義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

義務付け・枠付けの見直しについては、2次にわたる一括法成立により一定の進展があるものの、「従うべき基準」の多用など実質的に地方の自由度が高まっておらず、見直しの量だけでなく、質が重要である。

都道府県としても、改革の成果を住民に示すため、見直しに伴い条例制定権が拡大したものについては、地域の実情を踏まえた、地域にとってもっともふさわしい条例制定を進めることとしている。

については、政府に以下の点を求める。

- (1) 政府の要請を受け「今後の義務付け・枠付けの見直し（第4次見直し）に向けた提案事項」（別添2）をとりまとめたところであり、義務付け・枠付けの見直しの「質」を高める観点から、政府はこれを真摯に受け止め、確実に見直し、条例制定権を拡大すること。
- (2) 第4次見直しは、従来の手法にとらわれることなく、地域主権戦略会議や国と地方の協議の場における協議等、政務三役・首長レベルでの協議を踏まえ、行うこと。
- (3) 別添2以外の条項についても、かつての地方分権改革推進委員会は、政府に対して4,076条項の見直しを勧告し、民主党も野党時代に最低限見直すとしていたことから、政府の責任において、確実に見直しを進めること。

5 基礎自治体への権限移譲の推進

基礎自治体への権限移譲については、都道府県としても、事務処理特例条例の活用をさらに進めることとしているが、政府においても、地方分権改革推進委員会第1次勧告のうち、積み残された項目を中心に、地方との協議を経て早期に工程表を策定することが必要である。

特に、義務付け・枠付けの見直しと併せて、基礎自治体への権限移譲を進めることが、地域の自由度の拡大の観点から望ましい項目についても、別添2に記述しているところである。

6 政権公約に明記した国の出先機関原則廃止の断行

国の出先機関原則廃止は、「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」が閣議決定されたものの、順調に進んでいるとは言えない。

特に、「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案（仮称）」については、広域的实施体制の整備は、ブロック機関の地方移管を可能とする有効な方策であるが、なお与党における検討中であり、国会提出の時期が明確となっていない。

については、政府に以下の点を強く求める。

(1) 国の出先機関原則廃止は、民主党が政権公約で国民に約束したことであり、また、住民に身近なところで物事が決定され、国と地方の行政が効率化されることにより、国民負担の軽減にもつながるものである。

今一度、政府・与党として、この原点を確認すること。

(2) 出先機関の事務権限・人員・財源の「丸ごと」移管に向けた「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案（仮称）」について、政府・与党として、法案を国会に提出し、与野党間の論議を深めること。

(3) ハローワークについては、特区及び一体的取組を地方の提案に沿って積極的に進めるとともに、1年以上実質的な進展が見られない直轄道路・直轄河川、共通課題については、前向きに協議を進め、国の出先機関原則廃止・地方移管に向けた取組を進めること。

7 各府省の政策立案における地域主権改革の視点の強化

- (1) 国庫補助負担金の補助要綱や、介護報酬、診療報酬の決定は、各府省において行われるが、内容によっては、地方の自由度を損なうことにもなりかねない。各府省においては、こうした財政的な関与についても積極的に見直し、地方の自由度を高めること。
- (2) 独立行政法人の中には、都道府県行政と関係の深いものもあることから、独立行政法人改革に際しては、その業務の都道府県移管も検討すること。